

令和 7 年度第 2 2 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 8 年 2 月 3 日

担当部・課：市民生活部廃棄物対策課〔内線 3 3 7 3〕

① 件 名															
石巻市一般廃棄物処理基本計画の策定について															
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）															
<p>【背景】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされている。本市では、平成 2 7 年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、廃棄物の減量と適正処理、リサイクル等を推進してきたところであるが、令和 7 年度末をもって現計画期間が終了する。</p> <p>【目的】 資源・エネルギーを循環的に利用する循環型社会の形成をめぐる近年の社会情勢は大きく変化していることから、その変化に対応した新たな「石巻市一般廃棄物処理基本計画」を策定するもの。</p>															
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性															
<p>【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号） 石巻市廃棄物の減量化及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 8 0 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 2 節 持続可能な社会を目指すごみの減量化と資源循環の推進 石巻市環境基本計画 基本目標 3 循環型社会の構築 石巻市生活排水処理基本構想</p>															
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）															
<table border="0"> <tr> <td>平成 2 8 年</td> <td>3 月</td> <td>石巻市一般廃棄物処理基本計画策定</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年</td> <td>3 月</td> <td>石巻市一般廃棄物処理基本計画中間見直し</td> </tr> <tr> <td>令和 7 年</td> <td>8 月</td> <td>第 1 回石巻市廃棄物対策審議会 (諮問：石巻市一般廃棄物処理基本計画の策定について)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 0 月</td> <td>第 2 回石巻市廃棄物対策審議会</td> </tr> <tr> <td>令和 8 年</td> <td>1 月</td> <td>第 3 回石巻市廃棄物対策審議会 石巻市廃棄物対策審議会から答申</td> </tr> </table>	平成 2 8 年	3 月	石巻市一般廃棄物処理基本計画策定	令和 3 年	3 月	石巻市一般廃棄物処理基本計画中間見直し	令和 7 年	8 月	第 1 回石巻市廃棄物対策審議会 (諮問：石巻市一般廃棄物処理基本計画の策定について)		1 0 月	第 2 回石巻市廃棄物対策審議会	令和 8 年	1 月	第 3 回石巻市廃棄物対策審議会 石巻市廃棄物対策審議会から答申
平成 2 8 年	3 月	石巻市一般廃棄物処理基本計画策定													
令和 3 年	3 月	石巻市一般廃棄物処理基本計画中間見直し													
令和 7 年	8 月	第 1 回石巻市廃棄物対策審議会 (諮問：石巻市一般廃棄物処理基本計画の策定について)													
	1 0 月	第 2 回石巻市廃棄物対策審議会													
令和 8 年	1 月	第 3 回石巻市廃棄物対策審議会 石巻市廃棄物対策審議会から答申													
⑤ 主な内容															
<p>1 基本方針 みんなでつくる ごみ減量のまち いしのまき</p> <p>2 計画期間 令和 8 年度～令和 1 7 年度（1 0 年間） ※概ね 5 年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には適切に見直しを行う。</p> <p>3 計画の構成</p> <p>第 1 編 計画の基本的事項 計画策定の目的、位置付け</p> <p>第 2 編 ごみ処理基本計画 ごみ処理に係る現況の整理、ごみ量の将来予測、減量化・資源化に係る施策と目標設定</p> <p>第 3 編 食品ロス削減推進計画 食品ロス削減実態調査の結果と食品ロス削減に係る目標設定</p> <p>第 4 編 生活排水処理基本計画 生活排水処理に係る現況と課題の整理、将来予測、生活排水処理に係る計画と目標設定 ※詳細は別紙のとおり</p>															

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>資源・エネルギーを循環的に利用する循環型社会の実現に向けた目標と施策を示すことにより、市民、事業者、行政の各主体による取組を総合的かつ計画的に推進することができる。</p> <p>また、計画の進行については、廃棄物対策審議会において毎年点検・評価を行うことにより、状況と施策の効果を把握することができる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>県内全市町村において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、同様の計画を策定している。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和8年2月 パブリックコメントの実施</p> <p>3月 第4回石巻市廃棄物対策審議会</p> <p>石巻市一般廃棄物処理基本計画策定</p>
⑨ その他